

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月16日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第47号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年墨田区規則第34号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「第43条の5第1項」を「第47条第1項」に改め、同条第4項中「第43条の5第6項」を「第47条第6項」に改める。

第1号様式（裏）及び第5号様式（裏）中「80万9,000円」を「82万6,500円」に改める。

第13号様式及び第14号様式中「第43条の5第1項」を「第47条第1項」に改める。

第14号の2様式及び第14号の3様式中「第43条の5第6項」を「第47条第6項」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第1号様式（裏）及び第5号様式（裏）の規定は、令和8年7月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式（裏）、第5号様式（裏）、第13号様式及び第14号の2様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。